

令和2年度高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>令和2年度高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金交付要綱</p> <p>(第1条 省略)</p> <p>(補助目的)</p> <p>第2条 県は、輸出先のニーズに対応した HACCP 等の <u>認証取得、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による輸出先国の市場変化等に対応する</u>ために必要な施設の改修及び新設、機器整備等を実施することで、輸出拡大を図る取組を支援するため、6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元食産第4500号農林水産事務次官依命通知。）、<u>食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知。）及び6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業実施要綱（令和2年4月30日付け2食産第591号農林水産事務次官依命通知。）</u>に基づき実施する事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(補助対象事業等)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p><u>(1) HACCP 等対応施設整備等支援事業</u></p> <p><u>政府機関が定める輸入条件への対応並びに ISO（国際標準化機構）、GFSI（世界食品安全イニシアティブ承認規格、有機 JAS、ハラール・コーシャ等の認証、ロット数の確保等の輸出先のニーズへの対応に必要な施設・機器の整備及び体制整備を行う事業</u></p> <p><u>ア 施設等整備事業</u></p> <p><u>輸入条件及び輸出先のニーズを満たすために必要な施設及び機器の整備に関する事業</u></p> <p><u>イ 効果促進事業</u></p> <p><u>輸入条件、HACCP 等に係る認定取得のためのコンサルティング等、施設・機器等の導入後の適切な管理・運用を行うための人材育成等に関する事業</u></p> <p><u>(2) 新型コロナ対策施設整備等緊急支援事業</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による輸出先国の市場変化に対応した冷凍食品等の家庭食品化又は新たな輸出先国への輸出に必要な規制への対応に必要な施設・設備・機器の整備及び体制整備を行う事業</u></p> <p><u>ア 施設等整備事業</u></p> <p><u>輸入条件及び輸出先国のニーズを満たすために必要な施設及び機器の整備に関する事業</u></p> <p><u>イ 効果促進事業</u></p> <p><u>輸入条件、衛生管理等に係る認定取得のためのコンサルティング等、施設・機器</u></p>	<p>令和2年度高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金交付要綱</p> <p>(第1条 省略)</p> <p>(補助目的)</p> <p>第2条 県は、輸出先のニーズに対応した HACCP 等の <u>基準を満たす</u>ために必要な施設の改修及び新設、機器整備等を実施することで、輸出拡大を図る取組を支援するため、6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元食産第4500号農林水産事務次官依命通知。）<u>及び食料産業・6次産業化交付金実施要綱（令和2年3月31日付け2食産第5877号農林水産事務次官依命通知。）</u>に基づき実施する事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(補助対象事業等)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p><u>(1) 施設等整備事業</u></p> <p><u>輸入条件及び輸出先のニーズを満たすために必要な施設及び機器の整備に関する事業</u></p> <p><u>(2) 効果促進事業</u></p> <p><u>輸入条件、HACCP 等に係る認定取得のためのコンサルティング、導入後の適切な管理・運用を行うための人材育成等に関する事業</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>等の導入後の適切な管理・運用を行うための人材育成等に関する事業</u></p> <p>(第4条～第12条 省略)</p> <p>(財産の処分の制限等)</p> <p>第13条 補助事業者は、補助事業により取得した財産のうち、<u>第3条第1号の事業にあっては当該財産の取得価格が50万円以上、同条第2号の事業にあっては当該財産の取得価格が10万円以上</u>の施設、機械、器具等については、別記第5号様式による取得財産等管理台帳を備え、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>2 補助事業により取得した財産で次に掲げるもの(以下「取得財産等」という。)について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、補助事業者は、事前に知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業の遂行に必要な<u>施設及び</u>機械装置</p> <p>(2) 事業の遂行に必要な備品及び工具器具</p> <p>(第13条第3項～第21条 省略)</p> <p>(目標数値の達成状況の報告)</p> <p>第22条 目標数値の達成状況については、別記第12号様式による目標数値の達成状況報告書により、<u>第3条第1号の事業にあっては</u>令和2年度から令和6年度までの各年度の実績をそれぞれ翌年度の<u>5月31日</u>までに、<u>同条第2号の事業にあっては翌年度の8月31日</u>までに、知事に提出するものとする。</p> <p>(第23条 省略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和2年4月17日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第10条、第11条、第13条、<u>第14条</u>、第15条第4項、第17条、第18条及び第20条から第22条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和2年7月27日から施行する。</u></p>	<p>(財産の処分の制限等)</p> <p>第13条 補助事業者は、補助事業により取得した財産のうち、当該財産の取得価格が50万円以上の施設、機械、器具等については、別記第5号様式による取得財産等管理台帳を備え、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>2 補助事業により取得した財産で次に掲げるもの(以下「取得財産等」という。)について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、補助事業者は、事前に知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業の遂行に必要な機械装置</p> <p>(2) 事業の遂行に必要な備品及び工具器具</p> <p>(第13条第3項～第21条 省略)</p> <p>(目標数値の達成状況の報告)</p> <p>第22条 目標数値の達成状況については、別記第12号様式による目標数値の達成状況報告書により、令和2年度から令和6年度までの各年度の実績をそれぞれ翌年度の<u>4月30日</u>までに知事に提出するものとする。</p> <p>(第23条 省略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和2年4月17日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第10条、第11条、第13条、第15条第4項、第17条、第18条及び第20条から第22条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>

新

旧

別表第1（第3条、第5条関係）

事業区分	補助対象経費	補助限度額 / 補助率 / 申請回数
(1) HACCP 等対応施設整備等支援事業		
ア 施設等整備事業	補助事業の実施に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分することができるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認することができるもののみとし、輸入条件及び輸出先のニーズを満たすために必要な施設の整備（新設、増築、改築及び修繕を含む。）及び機器の整備に係る経費とする。 なお、見学通路等についても、輸出先国のニーズを満たすために一体となって整備する場合、交付の対象とする。 ただし、施設の新設については、掛かり増し分とする。掛かり増し分とは、工事費、実施設計費及び工事雑費のうち、輸入条件、HACCP 等に係る認定取得を行う場合の経費から HACCP 等の認定取得を行わなかった場合の経費を差し引いた金額とする。また、掛かり増し分を明確に区分することが困難である施設（冷凍・冷蔵保管施設、異物混入を回避するための施設等）の新設については、基礎及び上屋を除く内部の施設整備に係る費用を掛かり増し分とみなす。 原則として、次の (ア) から (カ) までに該当する経費を除く。 (ア) 不動産取得に関する経費 (イ) 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費 (ロ) 既存施設の取壊し及び撤去に係る経費 (ハ) 交付決定前に支出される経費（ただし、第7条の規定により、交付決定前着手届の対応をしたものを除く。） (ニ) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額） (ホ) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明することができない経費	5億円（下限500万円） / 2分の1以内 / 各年度につき1回
イ 効果促進事業	輸入条件、HACCP 等に係る認定取得のためのコンサルティング、手数料等に係る費用、施設・機器等の導入後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等、アの事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に係る経費とする。 ただし、アの事業費の20%以内とし、原則として、アの (ア) から (カ) までの経費及び次に該当する経費は除く。 (ア) 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当） (イ) 通常の生産活動のための設備投資費用、パソコン等の購入費、事務所等の家賃、保証金、敷金、仲介手数料及び光熱水費 (ロ) 飲食、奢侈、娯楽及び接待の費用 (ハ) 海外バイヤー等の招へい等の販売促進費用	

別表第1（第3条、第5条関係）

事業区分	補助対象経費	補助限度額 / 補助率 / 申請回数
施設等整備事業	補助事業の実施に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分することができるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認することができるもののみとし、輸入条件及び輸出先のニーズを満たすために必要な施設の整備（新設、増築、改築及び修繕を含む。）及び機器の整備に係る経費とする。 なお、見学通路等についても、輸出先国のニーズを満たすために一体となって整備する場合、交付の対象とする。 ただし、施設の新設については、掛かり増し分とする。掛かり増し分とは、工事費、実施設計費及び工事雑費のうち、輸入条件、HACCP 等に係る認定取得を行う場合の経費から HACCP 等の認定取得を行わなかった場合の経費を差し引いた金額とする。また、掛かり増し分を明確に区分することが困難である施設（冷凍・冷蔵保管施設、異物混入を回避するための施設等）の新設については、基礎及び上屋を除く内部の施設整備に係る費用を掛かり増し分とみなす。 原則として、次の (1) から (6) までに該当する経費を除く。 (1) 不動産取得に関する経費 (2) 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費 (3) 既存施設の取壊し及び撤去に係る経費 (4) 交付決定前に支出される経費（ただし、第7条の規定により、交付決定前着手届の対応をしたものを除く。） (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額） (6) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明することができない経費	5億円（下限500万円） / 2分の1以内 / 各年度につき1回
効果促進事業	輸入条件、HACCP 等に係る認定取得のためのコンサルティング、手数料等に係る費用、導入後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等、1の事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に係る経費とする。 ただし、1の事業費の20%以内とし、原則として、1の (1) から (6) までの経費及び次に該当する経費は除く。 (1) 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当） (2) 通常の生産活動のための設備投資費用、パソコン及びサーバの購入費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料光熱水費 (3) 飲食、奢侈、娯楽及び接待の費用 (4) 海外バイヤー等の招へい等の販売促進費用	

(2) 新型コロナ対策施設整備等緊急支援事業		
ア 施設等整備事業	補助事業の実施に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額が確認できるもののみとし、輸入条件及び輸出先国のニーズを満たすために必要な施設の整備（新設、増築、改築及び修繕を含む。）及び機器の整備に係る経費とする。 なお、見学通路等についても、輸出先国のニーズを満たすために一体となって整備する場合、交付の対象とする。 原則として、次の (1) から (6) までに該当する経費は除く。 (1) 本事業により整備する施設等以外の不動産取得に関する経費 (2) 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費 (3) 既存施設の取壊し及び撤去に係る経費 (4) 交付決定前に支出される経費（ただし、第7条の規定により、交付決定前着手届の対応をしたものを除く。） (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額） (6) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費	5,000万円（下限25万円） / 2分の1以内 / 各年度につき1回
イ 効果促進事業	輸入条件、衛生管理等に係る認定取得のためのコンサルティング等による費用、施設・機器等の導入後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費及び輸出品等の海外への輸送費等、1の事業と一体となって実施することにより、その効果を一層高めるために必要な事業又は事務に係る経費とする。 ただし、事業費は、全体事業費（本事業で実施する施設等整備事業及び効果促進事業の事業費の合計額をいう。）の20%以内とし、原則として、1の (1) から (6) までの経費及び次に該当する経費は除く。 (1) 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当） (2) 通常の生産活動のための設備投資費用、パソコン等の購入費、事務所等の家賃、保証金、敷金、仲介手数料及び光熱水費 (3) 飲食、奢侈、娯楽及び接待の費用 (4) 海外バイヤーの招へい等の販売促進費用	

(別表第2 省略)

(別表第2 省略)

令和2年度高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金交付要綱 新旧対照表 (※改正箇所のみ抜粋)

新	旧
<p>令和2年度高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金交付要綱 別記様式</p> <p>第1号様式(第6条関係)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 印 生年月日</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金交付申請書</p> <p>令和 年度において、別添第1号様式別紙のとおり事業を実施したいので、高知県補助金等交付規則第3条及び高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金 円の交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>I 事業の目的</p> <p>II 事業の内容及び計画</p> <p style="text-align: right;">} 注) 様式は第1号様式別紙のとおりとする。</p>	<p>令和2年度高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金交付要綱 別記様式</p> <p>第1号様式(第6条関係)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 印 生年月日</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金交付申請書</p> <p>令和 年度において、別添第1号様式別紙のとおり事業を実施したいので、高知県補助金等交付規則第3条及び高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金 円の交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>I 事業の目的</p> <p>II 事業の内容及び計画 <u>(又は実績)</u></p> <p>III <u>添付資料</u></p> <p style="text-align: right;">} 注) 様式は第1号様式別紙のとおりとする。</p>

新	旧
<p>第7号様式（第15条関係）</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 印 生年月日</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費 補助金事業実績報告書</p> <p>令和 年 月 日付け高知県指令 高知地産第 号で交付の決定がありました令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金について、下記のとおり事業を実施しましたので、 令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金交付要綱第15条第1項の規定により報告しま す。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>I 事業の目的 } II 事業の内容及び実績 } 注) 様式は第7号様式別紙のとおりとする。</p> <p>(注) 1 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書と し、変更前を括弧書で上段に記載してください。 2 添付書類については、支払い経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金 調書の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付し たもののうち、変更があったものに限り添付してください。 (経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。) また、以下の資料を添えてください。 (1) 整備事業にあつては、財産管理台帳の写し (2) 貸付機関が発行する融資証明書、その他の融資が確実に行われていることを証明する 書類 (3) 事業実績内訳明細書</p>	<p>第7号様式（第15条関係）</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 印 生年月日</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費 補助金事業実績報告書</p> <p>令和 年 月 日付け高知県指令 高知地産第 号で交付の決定がありました令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金について、下記のとおり事業を実施しましたので、 令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金交付要綱第15条第1項の規定により報告しま す。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>I 事業の目的 } II 事業の内容及び実績 } 注) 様式は第7号様式別紙のとおりとする。</p> <p>(注) 1 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書と し、変更前を括弧書で上段に記載してください。 2 <u>間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、様式CのV-2の 備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載してください。</u> 3 添付書類については、支払い経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金 調書の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付し たもののうち、変更があったものに限り添付してください。 (経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。) また、以下の資料を添えてください。 (1) 整備事業にあつては、財産管理台帳の写し (2) 貸付機関が発行する融資証明書、その他の融資が確実に行われていることを証明する 書類 (3) 事業実績内訳明細書 4 <u>事業実施主体への交付を完了した年月日を、本様式に加筆してください。なお、複数 の事業実施主体へ交付を行った場合には、最終の交付年月日を加筆してください。</u></p>

新	旧
<p>第 12 号様式（第 22 条関係）</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">補助事業者 住所 氏名 印 生年月日</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金 目標数値の達成状況報告書</p> <p>令和 年 月 日付け高知県指令 高知地産第 号で交付の決定がありました令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金について、同補助金交付要綱第 22 条の規定により報 告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業の成果 注) 様式は、<u>HACCP 等対応施設整備等支援事業にあつては第 12 号様式別紙 1、新型コロナ対 策施設整備等緊急支援事業にあつては第 12 号様式別紙 2</u>のとおり。</p>	<p>第 12 号様式（第 22 条関係）</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">補助事業者 住所 氏名 印 生年月日</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金 目標数値の達成状況報告書</p> <p>令和 年 月 日付け高知県指令 高知地産第 号で交付の決定がありました令和 年度高知県輸出拡大施設整備等事業費補助金について、同補助金交付要綱第 22 条の規定により報 告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業の成果 注) 様式は第 12 号様式別紙のとおり。</p>

新

第12号様式別紙1 (HACCP等対応施設整備等支援事業の場合)
事業実施状況報告書及び評価報告書

事業実施主体名:

成果目標	(目標年度)年	輸出額 (千円)	事業費 (円)	負担区分(円)				完了 年月日	自己点検 結果及び 評価	備考	
				自己資金		地方公共団体等					補助金
				うち貸 付金	県	市町村	その他				
実績 (初年度)	達成率 (%)										
実績 (2年度)	達成率 (%)										
実績 (3年度)	達成率 (%)										
実績 (4年度)	達成率 (%)										
実績 (5年度)	達成率 (%)										
実績 (6年度)	達成率 (%)										

- 注1 目標年度までの毎年度において、表中の実績、達成率、点検結果について、事業実施主体ごとに実施状況報告書を作成してください。
 注2 点検結果には、事業の効果、事業実施後の課題及び改善方法について記載してください。
 注3 目標年度において、実施状況報告書の表題及び表中の下線部を追加し、評価の欄に事業の効果、事業実施後の課題及び改善方法を記載してください。
 注4 別添として、経営状況の確認できる資料として直近年度の決算報告書を添えてください。

第12号様式別紙2 (新型コロナ対策施設整備等緊急支援事業の場合)
事業実施状況報告書及び評価報告書

現状の 輸出額	輸出額 目標 (又は 輸出額 実績)	成果目標: 輸出額の増加額 達成率	全体 事業費 (A+E)	施設等整備事業 負担区分				効果促進事業 負担区分			完了 年月日	自己点検 結果及び 評価	備考		
				1 施設等整備 事業費 (A=B+C+D)	自己資金(B)		2 効果促進事 業費 (E=F+G+H)	地方公共 団体等による 助成 (G)	交付金 (D)	自己資金 (F)				地方公共 団体等による 助成 (H)	交付金 (H)
					うち 貸付金 (C)	地方公共 団体等による 助成 (C)									
事業実施 計画作成時															
事業実施 状況															

- 注1 「事業実施計画作成時」欄には、事業実施計画作成時に設定した「現状の輸出額」、「輸出額目標」及び「輸出額の増加額」の金額を記入してください。また、「事業実施状況」欄には、事業実施後の「輸出額実績」及び「輸出額の増加額」の金額を記入するとともに、成果目標として設定した輸出額の増加額に対する事業実施後の達成率を記入してください。
 注2 別添として、経営状況の確認できる資料として直近年度の決算報告書を添えてください。
 注3 本事業により導入した機器を海外へ輸送し、利用する場合にあっては、事業実施主体は、本要綱第22条に定める報告にあわせて、機器の活用による輸出状況が証明できる書類及び機器の稼働状況が分かる写真等を提出してください。

旧

第12号様式別紙
事業実施状況報告書及び評価報告書

事業実施主体名:

成果目標	(目標年度)年	輸出額 (千円)	事業費 (円)	負担区分(円)				完了 年月日	自己点検 結果及び 評価	備考	
				自己資金		地方公共団体等					補助金
				うち貸 付金	県	市町村	その他				
実績 (初年度)	達成率 (%)										
実績 (2年度)	達成率 (%)										
実績 (3年度)	達成率 (%)										
実績 (4年度)	達成率 (%)										
実績 (5年度)	達成率 (%)										
実績 (6年度)	達成率 (%)										

- 注1 目標年度までの毎年度において、表中の実績、達成率、点検結果について、事業実施主体ごとに実施状況報告書を作成してください。
 注2 点検結果には、事業の効果、事業実施後の課題及び改善方法について記載してください。
 注3 目標年度において、実施状況報告書の表題及び表中の下線部を追加し、評価の欄に事業の効果、事業実施後の課題及び改善方法を記載してください。
 注4 別添として、**各事業実施主体が作成した事業実施状況報告書(目標年度においては事業実施状況報告書及び評価報告書)**及び経営状況の確認できる資料として直近年度の決算報告書を添えてください。